

令和7年度 補助事業概要

1 松本市未来を担う農業経営者支援事業（市単独事業）

(1) 対象者

- ア 認定農業者（農業経営改善計画の認定を受けた者）
- イ 女性農業者（農業経営改善計画認定者と家族経営協定を締結している女性農業者）
- ウ 認定新規就農者（青年等就農計画の認定を受けた者）

(2) 対象経費

50万円以上の農業用機械・農業生産施設等の取得に係る経費
※汎用性の高いものを除く。

(3) 補助率

- ア 認定農業者
農業用【機械】取得に要する事業費の2/3以内とし、上限50万円
農業用【施設】取得に要する事業費の2/3以内とし、上限200万円
- イ 女性農業者事業
農業用【機械、施設】取得に要する事業費の2/3以内とし、上限50万円
- ウ 認定新規就農者
農業用【機械、施設】取得に要する事業費の2/3以内とし、上限200万円

(4) 採択要件

- ア 松本市に住所を有すること。
- イ 市税の滞納がないこと。
- ウ 機械、施設導入による事業計画、成果が示せること。

2 松本市スマート農業推進事業（市単独事業）

(1) 対象者

- ア 認定農業者（経営改善計画の認定を受けている者）
- イ 中心経営体（人・農地プランに登録されている経営体）
- ウ 農業法人（農地所有適格化法人）
- エ 集落営農組織

(2) 対象経費

50万円以上の機械、施設、機器の購入経費
農林水産省ホームページ記載の「スマート農業技術カタログ」に掲載されているもの。
※掲載されていない機器の導入を希望する場合は、ご相談ください。

(3) 補助率

事業費の1/2以内 上限200万円

(4) 採択要件

- ア 松本市に住所を有すること。
- イ 市税の滞納がないこと。
- ウ 機械、施設導入による事業計画、成果が示せること。

3 農地利用効率化等支援事業（国補助事業）

(1) 対象者

- ア 認定農業者（経営改善計画の認定を受けている者）
- イ 中心経営体（人・農地プランに登録されている経営体）

(2) 対象経費

- 地域の担い手が、経営規模拡大のために融資を活用して農業用機械・施設を導入する際に、融資残について補助金を交付することにより主体的な経営発展を支援
- 例）・トラクター、田植機、コンバインなどの農業用機械一式の取得
- ・乾燥調製施設（乾燥機）、集出荷施設（選果機）などの施設の取得
 - ・ビニールハウスの整備

(3) 補助率（融資残のうち事業費の3/10以内等）

ア 地域担い手育成タイプ

地域農業の担い手として経営発展の取組を行うものに対する支援

上限：300万円（目標地区に位置付けられた者は上限を600万円に引き上げ）

イ 先進的農業経営確立支援タイプ

より高い目標をもって、農業経営体の主体性を発揮した取組、農業経営体と地域との相乗的發展を目指す取組、より規模拡大を図るための取組等を行うものに対する支援

上限：法人1,500万円、個人1,000万円

4 経営発展支援事業（国補助事業）

(1) 対象者

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに農業経営を開始する方で経営開始時の年齢が49歳以下の農業者

(2) 対象経費

1件50万円以上の機械（軽トラ除く）・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植等
※汎用性の高いものを除く。

(3) 補助率

事業費の3/4以内 上限1,000万円（補助上限750万円）

※本人負担分（1/4）について融資を受けることが必須（青年等就農資金など）

(4) 採択要件（ポイント制）

全国の応募者（新規就農者）の取組内容をポイント化し、予算の範囲内でポイントの高い者から順に採択されます。要件を充たせば対象となるものではありませんので、ご注意ください。